

つなぐニュースレター

2023.12.20

成年後見制度－利用のタイミング

本法人では、定期的に「小さな勉強会」と称して、親なき後の相談会を開催しています。よく、「いつのタイミングで後見人をつけたらよいか」という質問をされます。

私たちが描く理想は、まずは親から離れて、住まいを決めたら、後見人を考えるというものです。なるべく20代のうちに、グループホームなどで、自立した生活ができたらいと思います。そのタイミングを逃したらなら、30代で離れて住む。そして、第三者である後見人を選任し、金銭管理も含めて、親からの自立を目指すというのが理想だと考えています。そうすれば、後見人も本人の生活状況を親から十分に聞き取ることができますし、親の考え方や価値観も把握することができます。これらは、親なき後も、本人の意思を類推する手立てとしてとても参考になります。

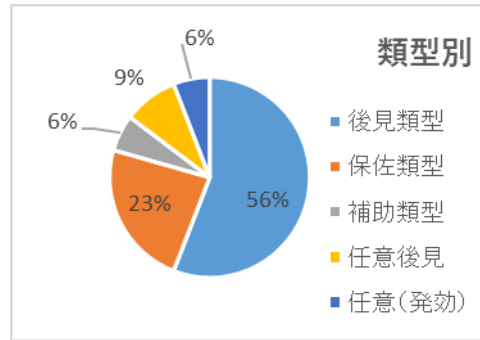
ご承知のとおり、第三者にお願いすると、報酬の支払いが生じます。ただ、自治体による報酬助成制度もありますので、そのあたりは、本人の収入と財産額を踏まえて、検討する必要があります。

誰にお願いするかについては、家庭裁判所に一任することもできますが、できれば、本人のニーズに応じて、念のため、候補者を決めておいた方が安心です。

後見人選任のタイミングに正解はありません。経験的に、子の後見人選任のタイミングは、親が「60歳代で準備し、遅くとも、75歳から80歳のうちに」を目安にはいかがでしょうか。

現在の受任状況（12/18）

後見類型	保佐類型	補助類型	任意後見	任意（発効）	合計
19	8	2	3	2	34



賛助会員募集中!

2023年12月時点
賛助会員
個人127名 団体17

賛助会員のみなさま、ご寄付いただいたみなさまへ



〽️ NPO法人つなぐは、2023年1月より認定NPO法人となりました。

そのため、みなさまの賛助会費及びご寄付は
寄付金控除の対象となります。

※確定申告手続きの際に必要な「寄附金受領証明書」につきましては、
今年12月末に別途送付いたします。



ご寄付ありがとうございます

篠崎美代子 様、吉田ひろ子 様
今岡恵子 様、野村浩 様

引き続き
みなさまのご支援を
お待ちしております

特集 成年後見制度－3つの類型と報酬について

作:川村美智子

3つの類型

成年後見制度には
3つの類型があります

後見人申立には費用がかかる

成年後見人は家庭裁判所によって決まります

あなたはこの人ですか?

後見とは

多くの手続き・契約などを一人で決めることが難しい人が対象

後見と保佐、補助は

知的障害や財産管理が難しい親族や市町村長が「申請」をします
(横浜市では区長申立て)

保佐、補助は

重要な手続き・契約などを一人が決めることが心配な人が対象です

費用がかかる

印紙代 3400円
(申立手券2枚800円と後見登記手券2枚2600円)
保佐、補助だともう少し少しかかります

切手 3720円
このとおり提出します

申請には色々な書類や費用が必要ですが

保佐、補助の申立てについては代理権、同意権の範囲についても

ひとりごとでできることもたくさんあるよ

費用がかかる

診断書料 5000~8000円くらい

いちばん費用がかかるのが医師の診断書で本人の状態を確認します

診断書は半信半疑な場合、金監定を行うことがあります
5万円程度かかります



成年後見制度には3類型あります。類型については、診断書を書いてもらう医師や計画相談員など、支援者からの情報によって決まります。

申立てにかかる費用は診断書を入れて約1万円5千円程度です。申立て者が支払うのが原則ですが、後見開始後、本人の財産から支出することもあります。

イベントレポート

*小さな勉強会

第1回目 令和6年1月9日 (火) 10:30~12:00
第2回目 令和6年1月17日 (水) 10:30~12:00
第3回目 令和6年1月30日 (火) 10:30~12:00
場所: つなぐ事務所

*けんたろうカフェ

テーマ: 「成年後見制度－利用のタイミング」
日時: 2月15日 (水) 10:30~12:00
場所: 鶴見区社協多目的室

<発行元・お問い合わせ先>
NPO法人つなぐ
〒230-0051
横浜市鶴見区鶴見中央3-21-9
東建シティハイツ鶴見中央202
Tel:045-717-6662
Fax:045-717-6668
Mail:turumi@npo-tunagu.org